

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した
建築設計標準

令和3（2021）年3月
国土交通省

高齢者、障害者等の円滑な移動等に
配慮した建築設計標準

令和3（2021）年3月

国土交通省

目次

建築設計標準の主旨と今回の改正について

第1部 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律について

- 1. 1 バリアフリー法の概要-----1-1
- 1. 2 建築物におけるバリアフリー法への対応-----1-4

第2部 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

第1章 高齢者、障害者等に配慮した環境整備の促進について

- 1. 1 高齢者、障害者等に配慮した建築物整備の考え方-----2-1
- 1. 2 建築物全体の計画・設計の考え方、ポイント-----2-26

第2章 単位空間等の設計

- 2. 0 第2章の見方-----2-43
- 2. 1 敷地内の通路-----2-44
- 2. 2 駐車場-----2-57
- 2. 3 建築物の出入口-----2-67
- 2. 4 屋内の通路-----2-79
- 2. 5 階段-----2-88
- 2. 6 エレベーター・エスカレーター-----2-94
- 2. 7 便所・洗面所-----2-110
- 2. 8 利用居室の出入口-----2-151
- 2. 9 客室-----2-157
- 2. 10 浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室-----2-192
- 2. 11 劇場、競技場等の客席・観覧席-----2-203
- 2. 12 店舗内部-----2-215
- 2. 13 避難設備・施設-----2-232
- 2. 14 造作・機器-----2-238
 - A. 手すり-----2-238
 - B. 段差解消機-----2-241
 - C. カウンター・記載台・作業台・事務机等-----2-245
 - D. 水飲み器・自動販売機、発券機（番号札、食券等）、ATM-----2-248
 - E. コンセント・スイッチ類-----2-251
 - F. 乳幼児用設備-----2-252
 - G. 案内表示-----2-256
 - H. 視覚障害者誘導用ブロック等、音声等による誘導設備-----2-266
 - I. 情報伝達設備-----2-276
- 2. 15 写真の出典-----2-279

第3章 基本寸法等

3. 1	主要寸法の基本的な考え方	2-285
3. 2	車椅子使用者の寸法	2-286
3. 3	杖使用者の寸法	2-290
3. 4	視覚障害者誘導用ブロック等の敷設について	2-291
3. 5	便房内操作部の器具配置の概要	2-293
3. 6	段差解消機関連告示	2-295
3. 7	案内用図記号	2-298
3. 8	国際シンボルマークの形状及び使用	2-299
3. 9	床の滑り	2-301

第3部 設計事例集

1	静岡県立浜松大平台高等学校	3-2
2	西葛西・井上眼科病院	3-4
3	国立競技場	3-6
4	広島市民球場	3-8
5	刈谷市総合文化センター	3-10
6	カスミ筑波大学店	3-12
7	アイン薬局 桜川店	3-14
8	富士レークホテル	3-16
9	京王プラザホテル	3-18
10	ザ ロイヤルパークホテル 東京羽田	3-20
11	いしかわ総合スポーツセンター	3-22
12	木曾路 春日部店	3-24
13	麺屋 淳陸屋 (じゅんぺいや)	3-26
14	Meets Smile (理容所)	3-28
15	川口市駅東口地下駐車場	3-30
16	坂戸駅北口公衆便所	3-32
17	音羽山清水寺	3-34
18	善光寺	3-35
19	築地本願寺	3-36

付 録

- 1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示
----- 付-1
 - ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 ----- 付-1
 - ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（抄） 付-27
 - ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する
法律施行規則（抄） ----- 付-37
 - ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する
法律施行令第十九条に規定する標識に関する省令 ----- 付-54
 - ・ 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき
建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令 ----- 付-55
 - ・ 建築物に関する告示 ----- 付-63
 - ・ 移動等円滑化の促進に関する基本方針 ----- 付-81
- 2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条に基づく
地方条例の概要（2020年9月現在） ----- 付-102
- 3 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正に
関する検討会及び小規模店舗WGについて ----- 付-108
- 4 小規模店舗に係る建築設計標準 ----- 付-111

はじめに

2014年1月に障害者権利条約の批准、2016年4月に障害者差別解消法の施行、2013年9月の2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京大会」という。）の開催決定を契機として、全ての国民が共生する社会、いわゆる「共生社会」の実現を目指し、全国においてバリアフリー化を加速させ、「一億総活躍社会」の実現に向けた取組を進めているところである。

また、東京大会開催に向けて、2013年6月に国際パラリンピック委員会（IPC）が制定したアクセシビリティガイドを踏まえ「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」が2017（平成29）年3月に策定された。同時に、2017年2月に「ユニバーサルデザイン2020行動計画（以下「行動計画」という。）」が策定され、「東京大会に向けた重点的なバリアフリー化」と「全国各地において、高い水準のユニバーサルデザイン化を推進」すること等が閣議決定された。こうした状況を踏まえて、国土交通省においては、2017年3月に建築設計標準の改正等を行った。

さらに行動計画において「バリアフリー法を含む関係施策について、共生社会の推進や一億総活躍社会の実現の視点も入れつつ、2017（平成29）年度中に検討を行う等により、そのスパイラルアップを図る。」ことが盛り込まれた。これを受けて、国土交通省では、2017年3月に学識経験者、障害者団体等で構成される「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」を設置して、見直しの方向性について継続的な議論を行い、2018年5月に12年ぶりにバリアフリー法の改正を行い、基本理念として「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」の明確化、「心のバリアフリー」として高齢者、障害者等に対する支援を明記した。

さらに、2020年5月には、共生社会の実現に向けた機運醸成を受け、ハード面のバリアフリー化とともに「心のバリアフリー」に係る施策などソフト施策等を強化するために更なる議論を進め、施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化、高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進、バリアフリー基準適合義務の対象となる施設（特別特定建築物）に公立小中学校を追加する等の重要なバリアフリー法の改正を行い、2021年4月から全面施行される。

国土交通省としては、東京大会を契機に、共生社会の実現を東京大会の最大のレガシーの一つとすべく、ユニバーサルデザインのまちづくり、心のバリアフリーをはじめとする諸施策に省をあげて取り組んでいくとともに、大会後も見据え、全国各地における高い水準のバリアフリー化を進めていくこととしている。

このような背景から、建築分野においてより一層のバリアフリー化の取組が求められており、今回改正される建築設計標準が広く活用されることにより、全ての人にとって使いやすい建築物の整備が図られ、誰もが安心して快適に利用できる環境を実現することが期待される。

2021（令和3）年3月

建築設計標準の主旨と今回の改正について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下「バリアフリー法」という。)においては、不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物(特別特定建築物)で一定の規模以上のものに対して建築物移動等円滑化基準への適合を義務付けるとともに、多数の者が利用する建築物(特定建築物)に対しては同基準への適合に努めなければならないこととしている。また、高齢者、障害者等がより円滑に建築物を利用できるようにするため、誘導すべき基準として、建築物移動等円滑化誘導基準を定めている。

さらに、建築物の用途や規模にかかわらず、より一層のバリアフリー化が進められるように、学識経験者、高齢者・障害者団体、事業者団体、建築関係団体、地方公共団体等で構成する検討会を立ち上げ、社会の状況変化や関係者のご意見を踏まえ「高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を継続的に改正してきたところである。

(1) 「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」とは

「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」(以下「建築設計標準」という。)は、全ての建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備されることを目的に、設計者をはじめ、建築主、審査者、施設管理者、利用者に対して、ハード面やソフト面で必要とされる標準的な整備等を実際の設計でどのように企画・計画し、具現化していくかを示す適切な設計情報等を提供するバリアフリー設計のガイドラインとして定めたものである。

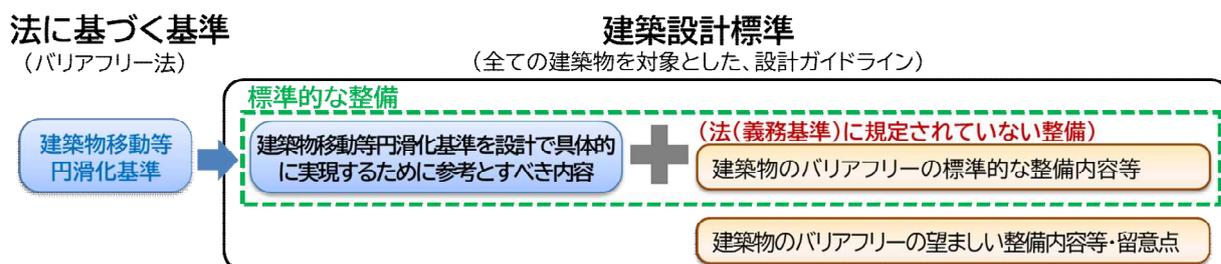
建築設計標準では、高齢者、障害者等からのニーズを踏まえた設計の基本思想や設計を進める上での実務上の主要なポイント、建築物移動等円滑化基準を実際の設計で具体的に実現するために参考とすべき内容を含めた建築物のバリアフリーの標準的な整備内容や望ましい整備内容等を、図表や設計例を交えて解説している。加えて、高齢者、障害者等をはじめとする多様な利用者のニーズに応えるため、施設の実情に応じて設計時に考慮することが望ましい留意点を掲載している。

なお、本建築設計標準においては、次のような考え方で記述を分けている。

「～とする。」：主に高齢者、障害者等をはじめ、多数の者が安全かつ円滑な移動等ができる建築物を整備する観点から、建築物移動等円滑化基準を実際の設計で具体的に実現するために参考とすべき内容を含めた標準的な整備内容等であり、積極的に備えることが求められるもの

「～望ましい。」：上記の標準的な整備等を行った上で、さらにより安全かつ円滑な移動等の実現とともに、利用者の利便性の向上や快適な利用ができるように備えることが望ましいもの、又は施設利用者や施設用途等に応じて付加・考慮することが有効なもの(バリアフリー法における移動等円滑化誘導基準も含まれる)

○建築設計標準の位置づけ(法令との関係)



(2) 今回の改正の背景と目的

前回2017(平成29)年3月の建築設計標準の改正から4年経ち、その間、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催への準備、2019年3月のホテル又は旅館におけるバリアフリー建築設計標準追補版の改正、2018年と2020年のバリアフリー法改正(基本方針の改正、ホテル・旅館の客室設置基準の強化、公立小中学校の義務化、心のバリアフリーの施策強化)等により、共生社会の実現に向けた取り組みが推進され、建築物の一層のバリアフリー化が求められている。このような背景から、高齢者・障害者等の社会参加や外出等の機会がさらに促進され、高齢者や障害者等に配慮した施設に対する需要は特に高まっており、用途や規模にかかわらず、建築物の新築や改修においてバリアフリー化することが強く求められている。

これらを踏まえて、利用者の目線に立ち、全国の建築物におけるバリアフリー化を一層進めるため、下記に示す主な改正内容を検討会及び小規模店舗WGで議論し、とりまとめを行った。

[主な改正内容]

- ① 小規模店舗のバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実
 - ・ 出入口は段差を設けない、かつ有効幅員は80cm以上、通路は90cm以上とする旨を記載
 - ・ 飲食店は車椅子のまま食事ができるよう、原則として可動式の椅子席を設ける旨を記載
 - ・ 備品による移動の支援や接遇、適切な情報提供、従業員教育等のソフト面の工夫を充実
- ② 重度の障害、介助者等に配慮したバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実
 - ・ 車椅子使用者用便房の大きさについての見直し
 - ・ 多機能便房の機能分散化や個別機能を備えた便房の適正利用の推進、案内表示の追加
 - ・ 車椅子使用者用駐車施設等の必要な高さの見直し
- ③ 建築物のバリアフリーに関する優良事例の追加
 - ・ 国立競技場、小規模店舗、病院、歴史的建造物等の優良な設計事例を追加
 - ・ 設計段階から障害当事者等の意見を取り入れた設計プロセスの事例を追加

今回の改正は、障害者権利条約の批准、障害者差別解消法の制定により、「障害」とは個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されるものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「社会モデル」の考え方に立脚している。

(3) 建築設計標準の構成と使い方

高齢者や障害者等の円滑な移動等の設計上の配慮について、建築設計標準により広く活用され、設計者等の更なる資質の向上を促すことで、全ての人にとって使いやすい建築物が社会全体で整備されることが望まれる。また、全ての人にとって使いやすい建築物の整備にあたり、建築設計標準は、設計者及び建築主の企画・設計の実務や施設管理者の施設管理・改修、行政によるバリアフリーの推進等に広く有効活用していただくための手引きとなるよう策定したものである。

このため、建築物における個々の計画の背景、用途等の特徴、目標設定（利用対象・営業形態等）や諸条件に応じて、設計者、建築主、審査者、施設管理者等のそれぞれの立場で建築設計標準を参照しながら、建築物のバリアフリー化に向けてハードとソフトを組み合わせた対応が望まれる。特に不特定多数の者が利用する建築物を建築する際の計画・設計においては、規模にかかわらず、建築主及び設計者等のバリアフリー対応の意識を高く持ち、利用者の視点で積極的に取り組んでいくことが重要である。（具体的な活用イメージは、「第2部第1章高齢者、障害者等に配慮した環境整備の促進について」を参照のこと。）

建築設計標準は、第1部で「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律について」について解説し、第2部 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準は「第1章 高齢者、障害者等に配慮した環境整備の促進について」、「第2章 単位空間等の設計」、「第3章 基本寸法等」の3つの章立ての構成となっている。「第3部 設計事例集」は、建築設計標準に添付する設計事例集であり、建築物全体としてバリアフリー対応の優れた事例を選定し、バリアフリー対応の取組方法、快適性・デザイン性を踏まえたきめ細やかなバリアフリー設計上の配慮事項等について参考となる取り組みを紹介している。

なお、「第1部及び付録のバリアフリー法関連」は、設計者、建築主、施設管理者等の実務に向けたセルフチェック、「小規模店舗に係る建築設計標準 概要版」は、ビルオーナーや店舗関連の事業者や従業員等に小規模店舗のバリアフリー化に必要な整備等をよりわかりやすくご活用いただけるものとしている。

用語の定義

建築設計標準で用いる用語の定義は、以下の通りである。

- ・ バリアフリー法： 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年6月21日法律第91号、最終改正 令和2年5月20日法律第28号）をいう。
- ・ 特定建築物： バリアフリー法第2条第16号に規定する学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する建築物等をいう。
- ・ 特別特定建築物： バリアフリー法第2条第17号に規定する特別支援学校、官公舎等の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものをいう。
- ・ 建築物移動等円滑化基準： バリアフリー法第14条第1項に規定する移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準をいう。
- ・ 建築物移動等円滑化誘導基準： バリアフリー法施行令第17条第3項第一号に規定する建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準をいう。
- ・ 主要な経路： バリアフリー法施行令第18条第1項に規定する「移動等円滑化経路」をいう。
- ・ 利用居室： バリアフリー法施行令第18条に規定する不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室をいう。

**第1部 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の
促進に関する法律について**

第1部 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律について

1. 1. バリアフリー法の概要

総合的なバリアフリー施策を推進するために、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）が制定された。（2006（平成18）年6月21日公布、12月20日施行）

（1） 法律の趣旨

バリアフリー法では、高齢者、障害者（身体障害者のみならず、知的・精神・発達障害者など、全ての障害者を対象）、妊産婦、けが人などの移動や施設利用の利便性や安全性の向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、駅を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進することとしている。

（2） 法律の基本的な仕組み

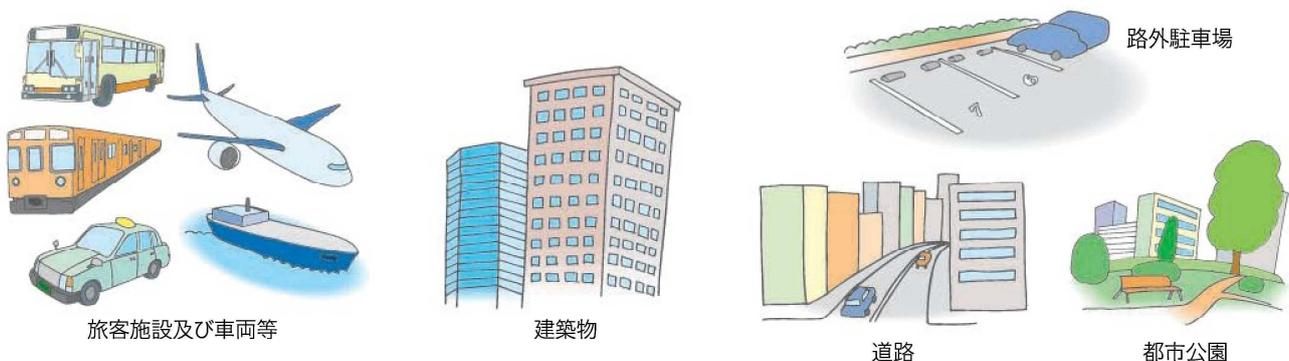
① 基本方針の制定

バリアフリー施策を総合的かつ計画的に推進するため、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（2006（平成18）年国家公安委員会・総務省・国土交通省告示第1号）が制定されている。2006（平成18）年の制定後、2011（平成23）年、2018（平成30）年、2020（令和2）年に改正が行われ、移動等円滑化の新規目標の設定、施設設置管理者が講ずべき措置の充実、基本構想策定の促進等の改正が行われている。

② バリアフリー化のために施設設置管理者等が講ずべき措置

公共交通機関（駅・バスターミナルなどの旅客施設、鉄道車両・バス等の車両等）、並びに特定の建築物、道路、路外駐車場及び都市公園を新しく建設・導入する場合、それぞれの事業者・建築主等の施設設置管理者に対して、施設等ごとに定めた「バリアフリー化基準（移動等円滑化基準）」への適合が義務付けられている。

また、既存のこれらの施設等について、基準適合するように努力義務が課されている。



出典：バリアフリー新法の解説 パンフレット（国土交通省・警察庁・総務省）

③ 移動等円滑化促進方針（マスタープラン）及びバリアフリー基本構想

ア. 市町村による移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の作成

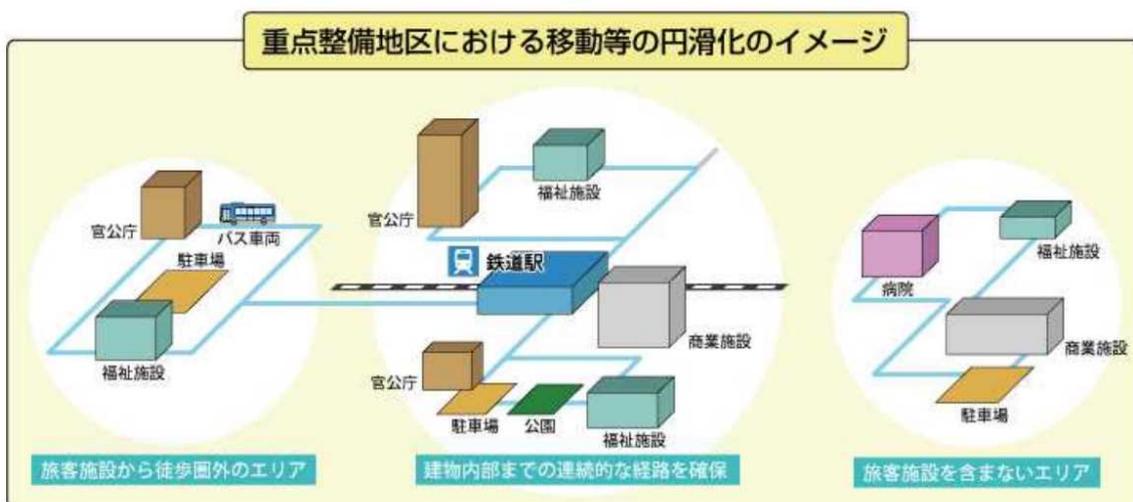
市町村は、国が定める基本方針に基づき、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区（以下「移動等円滑化促進地区」という。）において、広くバリアフリーについて考え方を共有し、具体の事業計画であるバリアフリー基本計画（以下「基本構想」という。）の作成につなげていくため、面的・一体的なバリアフリー化の方針を示す「移動等円滑化促進方針（以下「マスタープラン」という）」を作成することができる。現在、「マスタープラン」は8市町村で作成されている。（2020（令和2）年6月30日時点）。

イ. 市町村によるバリアフリー基本構想の作成

市町村は、国が定める基本方針に基づき、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区（以下「重点整備地区」という。）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、当該地区におけるバリアフリー化のための方針、事業等を内容とする「基本構想」を作成することができる。現在、「基本構想」は304の市町村（469の基本構想）で作成されている（2020（令和2）年3月31日時点）。

ウ. 基本構想に基づく事業の実施

関係する事業者・建築主等の施設設置管理者及び都道府県公安委員会は、それぞれ具体的な事業計画を作成し、事業を実施することとしている。



出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン
（国土交通省総合政策局安心生活政策課）

④ 住民参加と意見の反映

マスタープラン又は基本構想を作成しようとする市町村は、マスタープラン又は基本構想の作成に関する協議や、マスタープラン又は基本構想の実施に関する連携・調整を行うための協議会を組織することができる。また、市町村は協議会に参加しない利害関係者からも広く意見を聴くための措置を講ずることとされている。

また、住民等は、市町村に対してマスタープラン又は基本構想の素案を提示することにより、マスタープラン又は基本構想の作成等を提案することができる。

⑤ 「スパイラルアップ」と「心のバリアフリー」の促進

ア. 「スパイラルアップ」の導入

具体的なバリアフリー施策等の内容について、高齢者、障害者等当事者の参加の下で検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講じることによって、段階的・継続的な発展を図っていく「スパイラルアップ」が国（地方公共団体）の責務とされている。

イ. 「心のバリアフリー」の促進

バリアフリー化の促進に関する国民の理解・協力を求める「心のバリアフリー」が、国（地方公共団体）や国民の責務とされている。

⑥ 移動等円滑化経路協定と移動等円滑化施設協定

移動等円滑化促進地区及び基本構想で定められた重点整備地区内において、駅～道路～建築物等の連続的なバリアフリー環境を安定的に維持するために、経路の整備や管理に関する事項を移動等円滑化経路協定として、また、案内所その他の移動等円滑化に資する施設のバリアフリー環境を安定的に維持するために、施設の整備や管理に関する事項を移動等円滑化施設協定として、その土地所有者等の全員の合意により締結することができる。

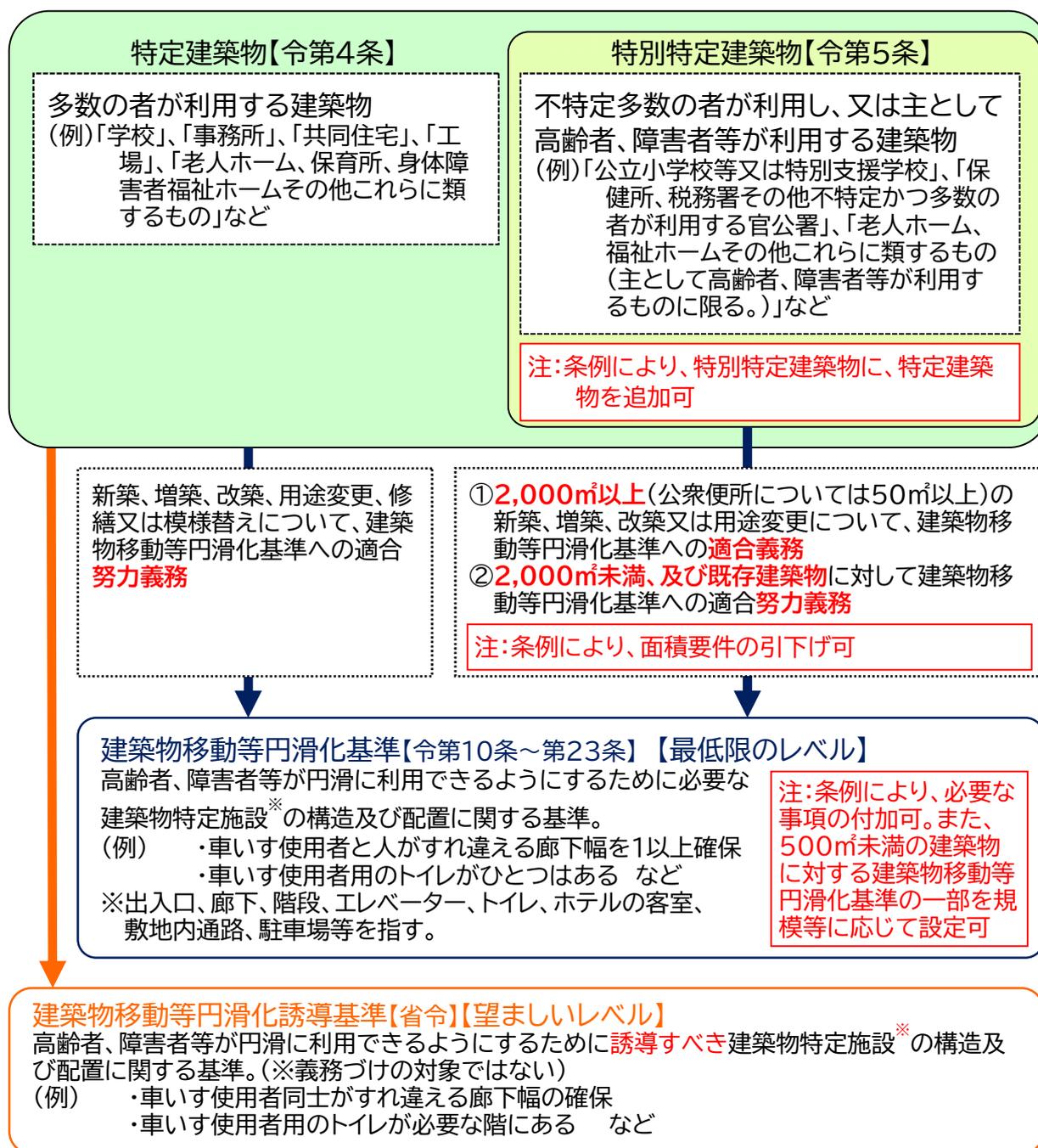
なお、協定は市町村長の認可を受けなければならない。これにより、継続的に協定内容が効力を発揮することができるようになっている。

1. 2. 建築物におけるバリアフリー法への対応

(1) 建築物に関するバリアフリー法の仕組み

バリアフリー法においては、不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物（特別特定建築物）で一定の規模以上のものに対して建築物移動等円滑化基準への適合を義務付けるとともに、多数の者が利用する建築物（特定建築物）に対しては同基準への適合に努めなければならないこととしている。また、高齢者、障害者等がより円滑に建築物を利用できるようにするため、誘導すべき基準として、建築物移動等円滑化誘導基準を定めている。

○バリアフリー法（建築物分野に限る）の概要



計画の認定【法第17条】(建築物移動等円滑化誘導基準を満たし、所管行政庁の認定を受けると、「シンボルマークの表示制度」、「容積率の特例」などの支援措置を受けることができる。)

○バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準（義務基準）、建築物移動等円滑化誘導基準（誘導基準）の例

出入口

○主な基準

	義務基準	誘導基準
出入口の幅	80cm以上※1	90cm以上※2

※1 高齢者、障害者等が利用する居室等に至る1以上の経路に係る基準
 ※2 直接地上に通じる出入口は120cm以上



廊下等

○主な基準

	義務基準	誘導基準
廊下の幅	120cm以上※1	180cm以上※2

※1 高齢者、障害者等が利用する居室等に至る1以上の経路に係る基準
 ※2 廊下の状況により緩和・適用除外あり



傾斜路

○主な基準

	義務基準	誘導基準
手すり	片側設置※1	両側設置※2
傾斜路の幅	120cm以上※1	150cm以上※2

※1 低位部分は適用除外
 ※2 傾斜路の状況により緩和・適用除外あり



エレベーター及びその乗降ロビー

○主な基準

	義務基準	誘導基準
出入口の幅	80cm以上※1	90cm以上※3
かごの幅	140cm以上※1・2	160cm以上※3
乗降ロビーの広さ	150cm角以上※1・2	180cm角以上※3

※1 高齢者、障害者等が利用する居室等に至る1以上の経路に係る基準（適用除外あり）
 ※2 2000㎡以上の建築物における不特定多数の者が利用するものに限る
 ※3 不特定多数の者が利用するもので必要階に停止する1以上のものに限る



便所

○主な基準

	義務基準	誘導基準
車いす使用者用便房の数	建物に1以上	各階に原則2%以上
バリア対応水洗器具を設けた便房の数	建物に1以上	各階に1以上



※その他以下の施設に係る基準がある。

- ・階段
- ・ホテル又は旅館の客室
- ・敷地内の通路
- ・駐車場
- ・標識
- ・案内設備 等

1. 2. 建築物におけるバリアフリー法への対応

(2) バリアフリー法の対象となる建築物

バリアフリー法では、多数の者が利用する建築物を特定建築物、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物のうち、移動等円滑化が特に必要な建築物を特別特定建築物と定義している。特別特定建築物の2,000㎡以上（公衆便所は50㎡以上）の新築、増築、改築及び用途変更では、建築物移動等円滑化基準への適合を義務付けている。条例により、義務付ける対象の建築物の対象用途や規模を付加することができることとしており、地域の実情に即して、バリアフリー化を推進しているところである。

特定建築物	特別特定建築物
1. 学校	1. 小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの又は特別支援学校
2. 病院又は診療所	2. 病院又は診療所
3. 劇場、観覧場、映画館又は演芸場	3. 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
4. 集会場又は公会堂	4. 集会場又は公会堂
5. 展示場	5. 展示場
6. 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	6. 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
7. ホテル又は旅館	7. ホテル又は旅館
8. 事務所	8. 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
9. 共同住宅、寄宿舎又は下宿	
10. 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	9. 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）
11. 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	10. 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
12. 体育館、水泳場、ボート場その他これらに類する運動施設又は遊技場	11. 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）若しくはボート場又は遊技場
13. 博物館、美術館又は図書館	12. 博物館、美術館又は図書館
14. 公衆浴場	13. 公衆浴場
15. 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	14. 飲食店
16. 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	15. 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
17. 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	
18. 工場	
19. 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	16. 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
20. 自動車の停留又は駐車のための施設	17. 自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）
21. 公衆便所	18. 公衆便所
22. 公共用歩廊	19. 公共用歩廊

(3) 認定のメリット

バリアフリー法第17条に基づく認定を受けると、以下のメリットがある。

① 表示制度

建築物を利用しようとする方々にとって、その建築物が利用しやすいか否かの情報はとても有用で便利なものであり、バリアフリー法では認定特定建築物やその利用に関する広告などに、認定を受けている旨をシンボルマークで表示することが可能である。



② 容積率の特例

高齢者、障害者等に利用しやすくするためには、便所や廊下などの面積が増えることもある。バリアフリー法では延べ面積の1/10を限度に、容積率の算定に際して延べ面積に不算入とすることが可能である。

③ 補助制度

【バリアフリー環境整備促進事業】

バリアフリー法に基づく基本構想等の策定及び基本構想等に従って行われる移動システム等（動く通路、スロープ、エレベーター等）の整備並びに認定特定建築物への移動システム等の整備に対し、助成を行う。

・ 交付対象事業者：地方公共団体、民間事業者、協議会等

・ 交付内容：

■ 移動システム等整備事業

基本構想等の策定、屋外の移動システム整備（スロープ、エレベーター等）、建築物の新築・改修に伴う一定の屋内の移動システム整備（市街地空間における移動ネットワークを形成するものに限る。）、移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース（広場、空地、アトリウム、ホール、ラウンジ、トイレ等）等

■ 認定特定建築物建築事業

屋外の移動システム整備（建築物敷地内の平面経路に限る。）、屋内の一定の移動システム整備（商業用以外の特別特定建築物の用途に至る経路に係るもの。）、移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース等

・ 交付率：

地方公共団体又は協議会等が施行者の場合 国：1/3、地方：1/3

民間事業者が施行者の場合 国：1/3、地方：1/3、民間：1/3

(4) 地方条例について

バリアフリー法第14条第3項に基づき、地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、国の定めた措置のみでは、建築物のバリアフリー化が十分には達成できないと判断した場合は、条例により、以下の措置を講じることが可能である。

- ・義務付け対象用途に政令上、特別特定建築物に含まれていない特定建築物用途（共同住宅等）を追加すること
- ・義務付け対象規模を、政令の規模(原則2,000㎡)未満に設定すること
- ・建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を付加すること

※条例で義務付け対象規模を500㎡未満に設定した場合、その規模に見合った「建築物移動等円滑化基準」となるよう、一部の規定を除き条例で定めることが可能。

ただし、特定建築物用途以外の用途（倉庫、一戸建て住宅等）を義務付け対象とすることや、建築物特定施設以外の施設に係る制限等、建築物特定施設と無関係な制限の付加はできない。

なお、近年の待機児童問題という社会的背景から、当該規定に基づく条例を保育所等へ適用するにあたっては、児童の体格や年齢、保育所等の運営体制や定員数、建築物のバリアフリー化の状況を踏まえ、合理的な運用（多数の者の利用が想定されない設備等に関する規制を求めないなど）が必要とされている。

2020年9月時点でバリアフリー法 第14条第3項に基づく条例を制定している都道府県は、岩手県、山形県、埼玉県、東京都、神奈川県、石川県、長野県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、徳島県、大分県、熊本県の14都府県である。また、市区町村では、東京都世田谷区、東京都練馬区、神奈川県横浜市、神奈川県川崎市、岐阜県高山市、京都府京都市の6市区である。

本建築設計標準の付録には、条例を制定している20地方公共団体の条例の概要について、掲載している。

(5) チェックリスト

① 建築物移動等円滑化基準チェックリスト

※施設等の欄の「第○条」はバリアフリー法施行令の該当条文

○一般基準

施設等	チェック項目	
廊下等 (政令第11条)	①表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	
	②階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設しているか ¹	
階段 (政令第12条)	①踊場を除き、手すりを設けているか	
	②表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	
	③踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとしているか	
	④段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造としているか	
	⑤段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設しているか ²	
	⑥主たる階段を、回り階段としていないか(回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難な場合は除く)	
傾斜路 (政令第13条)	①勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分には、手すりを設けているか	
	②表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	
	③その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとしているか	
	④傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設しているか ³	
便所 (政令第14条、 告示第1496号)	①車椅子使用者用便房を1以上、設けているか (1)腰掛便座、手すり等を適切に配置しているか (2)車椅子使用者が円滑に利用できるような空間を確保しているか	
	②高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房(オストメイト対応)を1以上、設けているか	
	③男子用小便器のある便所を設ける場合には、床置き小便器、壁掛式小便器(受け口の高さ35cm以下)、その他これらに類する小便器を1以上、設けているか	

¹ 階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。(告示第1497号第一)

- ・ 勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合

² 段がある部分の上端に近接する踊場の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。(告示第1497号第二)

- ・ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合
- ・ 段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合

³ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。(告示第1497号第三)

- ・ 勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合
- ・ 傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合

1. 2. 建築物におけるバリアフリー法への対応

○一般基準（つづき）

施設等	チェック項目	
ホテル又は旅館の客室 (政令第15条) (告示第1495・1496号)	①客室総数が50以上の場合、車椅子使用者用客室を客室の総数の1/100(端数は切り上げ)以上設けているか	
	②車椅子使用者用客室の便所(同じ階に共用の車椅子使用者用便房があれば代替可能)	-
	(1)便所内に車椅子使用者用便房を設けているか	
	(ア)腰掛便座、手すり等を適切に配置しているか	
	(イ)車椅子使用者が円滑に利用できるような十分な空間を確保しているか	
	(2)車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は80cm以上であるか	
	(3)車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
	③車椅子使用者用客室の浴室又はシャワー室(共用の車椅子使用者用浴室等があれば代替可能)	-
	(1)浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置しているか	
	(2)車椅子使用者が円滑に利用できるような十分な空間を確保しているか	
(3)出入口の幅は80cm以上であるか		
(4)出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか		
敷地内の通路 (政令第16条)	①表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	
	②段がある部分	-
	(1)手すりを設けているか	
	(2)踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとしているか	
	(3)段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造としているか	
③傾斜路	-	
(1)勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分に、手すりを設けているか		
(2)その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとしているか		
駐車場 (政令第17条)	①車椅子使用者用駐車施設を1以上設けているか	
	②車椅子使用者用駐車施設	-
	(1)幅は350cm以上であるか	
(2)車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けているか		
標識 (政令第19条、省令第113号)	①移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近に設ける、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識	-
	(1)高齢者、障害者等の見やすい位置に設けているか	
	(2)標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの(日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの)であるか	
案内設備 (政令第20条、告示第1491号)	①建築物又はその敷地に、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けているか (配置を容易に視認できる場合は除く)	
	②建築物又はその敷地に、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字、文字等の浮き彫り、音による案内、その他これらに類する方法により視覚障害者に示すための設備を設けているか	
	③案内所を設ける場合は①②は適用しない	

○視覚障害者移動等円滑化経路（道等から案内設備又は案内所までの1以上の経路に係る基準）

施設等	チェック項目	
案内設備 までの経路 (政令第21条)	①道等から案内設備②に示す設備又は案内所までの経路の1以上を、視覚障害者移動等円滑化経路としているか ⁴	
	②当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けているか(進行方向を変更する必要がない風除室内は除く)	
	③当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の車路に近接する部分、及び、段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分 ⁵ には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設しているか	

⁴ 道等から案内設備までの経路が、次のいずれかに該当する場合を除く。(告示第1497号第四)

- ・ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合
- ・ 建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が②に適合するものである場合

⁵ 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。(告示第1497号第五)

- ・ 勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等である場合

1. 2. 建築物におけるバリアフリー法への対応

○移動等円滑化経路

施設等	チェック項目	
(政令第18条第2項第一号)	①階段又は段を設けていないか (傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は除く)	
出入口 (政令第18条第2項第二号)	①幅は80cm以上であるか ②戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その後方に高低差がないか	
廊下等 (政令第18条第2項第三号)	①幅は120cm以上であるか ②50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けているか ③戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その後方に高低差がないか	
傾斜路 (政令第18条第2項第四号)	①幅は、階段に代わるものは120cm以上、階段に併設するものは90cm以上であるか ②勾配は1/12以下であるか(ただし、高さが16cm以下のもの場合は1/8以下) ③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	
エレベーター及びその乗降口 (政令第18条第2項第五号、告示第1493号)	①籠は、利用居室、車椅子使用者用便所又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止するか	
	②籠及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	③籠の奥行きは135cm以上であるか	
	④乗降口ピラーは高低差がなく、その幅及び奥行きは、150cm以上であるか	
	⑤籠内及び乗降口ピラーに、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか	
	⑥籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けているか	
	⑦乗降口ピラーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか	
	⑧不特定多数の者が利用する建築物(床面積の合計が2,000㎡以上)の移動等円滑化経路を構成するエレベーター	-
	(1) 籠の幅は140cm以上であるか (2) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造であるか	
⑨不特定多数の者、又は主に視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降口 ⁶	(1) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けているか	-
	(2) 籠内及び乗降口ピラーに設ける制御装置は、点字、文字等の浮き彫り、音による案内、その他これらに類する方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造であるか	
	(3) 籠内又は乗降口ピラーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けているか	
特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機 (政令第18条第2項第六号、告示第1492号)	①車椅子に座ったまま使用するエレベーターで以下のいずれかに該当するもの ・籠の定格速度15m/分以下、かつ、床面積2.25㎡以下で、昇降行程4m以下のもの ・階段及び傾斜路に沿って昇降するもの	-
	(1)平成12年建設省告示第1413号第一第九号に規定するものとしているか	
	(2) 籠の幅70cm以上、かつ、奥行き120cm以上であるか	
	(3)車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合、籠の幅及び奥行きが十分に確保されているか	
②車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、運転時の踏段の定格速度を30m/分以下、かつ、2枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの	(1)平成12年建設省告示第1417号第一ただし書に規定するものであるか	-

⁶ エレベーター及び乗降口ピラーが、主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合を除く。(告示第1494号)

○移動等円滑化経路（つづき）

施設等	チェック項目	
敷地内の通路 (政令第18条 第2項第七号)	①幅は120cm以上であるか	
	②50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けているか	
	③戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その後ろに高低差がないか	
	④傾斜路	-
	(1)幅は、段に代わるものは120cm以上、段に併設するものは90cm以上であるか (2)勾配は、1/12分以下であるか（高さが16cm以下のもの場合は1/8以下） (3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか（勾配1/20以下の場合は除く）	
(政令第18条第3項)	⑤道等から建築物の出入口までの敷地内の通路が地形の特殊性により上記①～④の規定によることが困難な場合は、当該建築物の車寄せから建築物の出入口までの経路が上記①～④を満たしているか。	-

1. 2. 建築物におけるバリアフリー法への対応

② 建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト

※施設等の欄の「第○条」はバリアフリー法誘導基準省令の該当条文

〇一般基準

施設等	チェック項目	
出入口 (省令第2条)	①出入口 (②並びに籠・昇降路・便所・浴室等に設けられるものを除く。複数ある場合はそのうち1以上の出入口。)	-
	(1)幅は90cm以上であるか	
	(2)戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
	②直接地上へ通ずる1以上の出入口	-
廊下等 (省令第3条、 告示第1488号)	(1)幅は120cm以上であるか	
	(2)戸は、自動的に開閉する構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
	①幅は180cm以上であるか (50m以内ごとに車椅子のすれ違いに支障がない場所を設ける場合は140cm以上)	
	②表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	
	③階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分に、点状ブロック等を敷設しているか ⁷	
	④戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
	⑤側面に廊下等に向かって開く戸に、開閉により高齢者、障害者等の通行の安全上支障がないよう必要な措置を講じているか	
	⑥突出物を設けていないか (視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合は除く)	
	⑦高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を適切な位置に設けているか	
⑧①及び④は、車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる廊下等の部分は除く。		
階段 (省令第4条、 告示第1489号)	①幅は140cm以上であるか (手すりが設けられた場合は、手すりの幅10cmまでは、ないものとみなして算定することができる)	
	②蹴上げの寸法は、16cm以下であるか	
	③踏面の寸法は、30cm以上であるか	
	④踊場を除き、両側に手すりを設けているか	
	⑤表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	
	⑥踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとしているか	
	⑦段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造としているか	
	⑧段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設しているか ⁸	
	⑨主たる階段を回り階段としていないか	

⁷ 階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。(告示第1489号第一)

- ・ 勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合

⁸ 段がある部分の上端に近接する踊場の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。(告示第1489号第二)

- ・ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合
- ・ 段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合

○一般基準（つづき）

施設等	チェック項目	
傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置（省令第5条）	多数の者が利用する階段を設ける場合、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機（2以上の階にわたるときには、省令第7条に定めるものに限る）を設けているか ⁹	
傾斜路（省令第6条、告示第1488号）	①幅は、階段に代わるものは150cm以上、階段に併設するものは120cm以上であるか	
	②勾配は1/12以下であるか	
	③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	
	④高さが16cmを超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けているか	
	⑤表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	
	⑥その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとしているか	
	⑦傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設しているか ¹⁰	
	⑧①～③は、車椅子利用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる傾斜路の部分は除く。この場合、勾配が1/12を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けているか	

⁹ 階段が、車椅子利用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずるものである場合を除く。（告示第1488号第二）

¹⁰ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。（告示第1489号第三）

- ・ 勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合
- ・ 傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合

1. 2. 建築物におけるバリアフリー法への対応

○一般基準（つづき）

施設等	チェック項目	
エレベーター (省令第7条、 告示第1487号)	①多数の者が利用する居室、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設、車椅子使用者用客室又は車椅子使用者用浴室等がある階、及び直接地上へ通ずる出入口のある階に停止する、籠を備えたエレベーターを、当該階ごとに1以上設けているか	
	②多数の者が利用する全てのエレベーター及びその乗降ロビー	-
	(1) 籠及び昇降路の出入口の幅は 80cm以上であるか	
	(2) 籠の奥行きは 135cm以上であるか	
	(3) 乗降ロビーは高低差がなく、その幅及び奥行きは、150cm以上であるか	
	(4) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けているか	
	(5) 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか	
	③多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーで、①に該当するもの	-
	(1) 籠及び昇降路の出入口の幅は 80cm以上であるか	
	(2) 籠の奥行きは 135cm以上であるか	
	(3) 乗降ロビーは高低差がなく、その幅及び奥行きは、150cm以上であるか	
	(4) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けているか	
	(5) 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか	
	(6) 籠の幅は 140cm以上であるか	
	(7) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造であるか	
	(8) 籠内及び乗降ロビーに、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか	
	④不特定多数の者が利用する全てのエレベーター	-
	(1) 籠及び昇降路の出入口の幅は 80cm以上であるか	
	(2) 籠の奥行きは 135cm以上であるか	
	(3) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けているか	
	(4) 籠の幅は 140cm以上であるか	
	(5) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造であるか	
	⑤不特定多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーで、①に該当するもの	-
	(1) 籠の奥行きは 135cm以上であるか	
	(2) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けているか	
	(3) 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか	
	(4) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造であるか	
	(5) 籠内及び乗降ロビーに、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか	
(6) 籠の幅は 160cm以上であるか		
(7) 籠及び昇降路の出入口の幅は 90cm以上であるか		
(8) 乗降ロビーは高低差がなく、その幅及び奥行きは、180cm以上であるか		
⑥不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーで、①に該当するもの ¹¹	-	
(1) ③のすべて又は⑤のすべてを満たしているか		
(2) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けているか		
(3) 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類する方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造であるか		
(4) 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けているか		

¹¹ エレベーター及び乗降ロビーが、主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合を除く。(告示第 1486 号)

〇一般基準（つづき）

施設等	チェック項目	
特殊な構造 又は使用形態の エレベーター その他の昇降機 (省令第8条、 告示第1485号)	①車椅子に座ったまま使用するエレベーターで、以下のいずれかに該当するもの ・籠の定格速度が15m/分以下、かつ、床面積2.25㎡以下で、昇降行程4m以下のもの ・階段及び傾斜路に沿って昇降するもの	-
	(1)平成12年建設省告示第1413号第一第九号に規定するものであるか	
	(2)籠の幅70cm以上、かつ、奥行き120cm以上であるか	
	(3)車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合、籠の幅及び奥行きが十分に確保されているか	
便所 (省令第9条)	②車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、運転時の踏段の定格速度を30m/分以下、かつ、2枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に止しめを設けたもの	-
	(1)平成12年建設省告示第1417号第一ただし書に規定するものであるか	
	①各階の便所のうち1以上に、車椅子使用者用便房及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水栓器具を設けた便房(オストメイト対応)を設けているか	
	②階の便房の総数が200以下の場合には当該便房の総数の1/50以上、階の便房の総数が200を超える場合は当該便房の総数の1/100に2を加えた数以上の車椅子使用者用便房を設けているか	
	(1)腰掛便座、手すり等を適切に配置しているか	
	(2)車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保しているか	
	③車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は、80cm以上であるか	
ホテル又は 旅館の客室 (省令第10条、 告示第1484号)	④車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
	⑤便所内に、腰掛便座及び手すりの設けられた便房を1以上、設けているか (当該便所に車椅子使用者用便房が設けられておらず、かつ、当該便所に近接する位置に車椅子使用者用便房が設けられている便所が設けられていない場合のみ)	
	⑥男子用小便器のある便所が設けられている階ごとに、当該便所のうち1以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さ35cm以下)、その他これらに類する小便器を1以上、設けているか。	
	①客室総数が200以下の場合には客室総数の1/50以上、客室総数が200を超える場合は客室総数の1/100に2を加えた数以上の車椅子使用者用客室を設けているか	
	② 車椅子使用者用客室の出入口	-
	(1)幅は80cm以上であるか	
(2)戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか		
ホテル又は 旅館の客室 (省令第10条、 告示第1484号)	③ 車椅子使用者用客室の便所(同じ階に共用の車椅子使用者用便房があれば代替可能)	-
	(1)便所内に車椅子使用者用便房を設けているか	
	(ア)腰掛便座、手すり等を適切に配置しているか	
	(イ)車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保しているか	
	(2)車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は80cm以上であるか	
	(3)車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
	④ 車椅子使用者用客室の浴室等(同じ建築物に共用の車椅子使用者用浴室等があれば代替可能)	-
	(1)車椅子使用者用浴室等	-
	(ア)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(イ)車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されているか	
(2)出入口	-	
(ア)幅は80cm以上であるか		
(イ)戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか		

1. 2. 建築物におけるバリアフリー法への対応

〇一般基準（つづき）

施設等	チェック項目	
敷地内の 通路 (省令第11条、 告示第1488 号)	①幅は180cm以上であるか(段がある部分及び傾斜路を除く)	
	②表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	
	③戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
	④段がある部分	-
	(1)幅は140cm以上であるか (手すりが設けられた場合は、手すりの幅10cmまでは、ないものとみなして算定することができる)	
	(2)蹴上げの寸法は16cm以下であるか	
	(3)踏面の寸法は30cm以上であるか	
	(4)両側に手すりを設けているか	
	(5)踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとしているか	
	(6)段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造としているか	
	⑤段を設ける場合、段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設けているか	
	⑥傾斜路	-
	(1)幅は、段に代わるものは150cm以上、段に併設するものは120cm以上であるか	
	(2)勾配は1/15以下であるか	
	(3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか (勾配が1/20を超えるものに限る。)	
(4)高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けているか		
(5)その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとしているか		
⑦敷地内の通路(道等から直接地上へ通ずる出入口までの経路を構成するものに限る。)が地形の特殊性により上記①～⑥の規定を満たせない場合は、①、③、⑤、⑥(1)～(3)は、建築物の車寄せから直接地上へ通ずる出入口までの敷地内の通路の部分に限り適用する	-	
⑧①、③、⑤、⑥(1)～(3)の規定は、車椅子使用者の利用上支障がないものとして車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分は除く。この場合、勾配が1/12を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けているか		
駐車場 (省令第12条)	①全駐車台数が200以下の場合は当該駐車台数の1/50以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数の1/100に2を加えた数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けているか	
	(1)幅は350cm以上であるか	
	(2)車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けているか	
浴室等 (省令第13条)	①1以上の浴室等	-
	(1)車椅子使用者用浴室等	-
	(ア)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(イ)車椅子使用者が円滑に利用できるような十分な空間が確保されているか	
	(2)出入口	-
(ア)幅は80cm以上であるか		
(イ)戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか		
標識 (省令第14条)	①移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近の、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識	-
	(1)高齢者、障害者等の見やすい位置に設けているか	
	(2)標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの(日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの)であるか	

○一般基準（つづき）

施設等	チェック項目
案内設備 (省令第15条、 告示第1483号)	①建築物又はその敷地に、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けているか (配置を容易に視認できる場合は除く)
	②建築物又はその敷地に、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類する方法により視覚障害者に示すための設備を設けているか
	③案内所を設ける場合は①②は適用しない

○視覚障害者移動等円滑化経路（道等から案内設備又は案内所までの主な経路に係る基準）

施設等	チェック項目
案内設備 までの経路 (省令第16条)	①道等から案内設備②に示す設備又は③に示す案内所までの主たる経路を、視覚障害者移動等円滑化経路としているか ¹²
	②当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けているか (進行方向を変更する必要がない風除室内は除く)
	③当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の車路に近接する部分、及び、段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分 ¹³ には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設しているか

¹² 道等から案内設備までの経路が、次のいずれかに該当する場合を除く。(告示第1489号第四)

- ・ 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合
- ・ 建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が政令第21条第2項の基準に適合するものである場合

¹³ 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。(告示第1497号第五)

- ・ 勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- ・ 段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等である場合

1. 2. 建築物におけるバリアフリー法への対応

バリアフリー法制定までの経緯と法改正

① ハートビル法（1994（平成6）年）の制定

1994（平成6）年に、不特定多数の人たちや、主に高齢者や身体障害者などが使う建築物のバリアフリー*化を進めるため、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（以下「ハートビル法」という。）が制定された。

ハートビル法では、デパートやスーパーマーケット、ホテルなど、不特定多数の者が利用する建築物を特定建築物とし、その建築主は、建物の出入口や階段、トイレなどに、高齢者や身体障害者などが円滑に利用できるような措置を講じるよう努めなければならないとされた。

また、2002（平成14）年の改正では、高齢者や身体障害者などが円滑に利用できる特定建築物の建築を一層促進するため、不特定でなくとも多数の者が利用する学校や事務所、共同住宅などを特定建築物として範囲の拡大が行なわれた。

併せて、2000㎡以上の特別特定建築物（不特定多数の者が利用し、又は主に高齢者や身体障害者等が利用する特定建築物）の新築等について利用円滑化基準（基礎的な基準）に適合することを義務付けるとともに、認定を受けた特定建築物について容積率の算定の特例、表示制度の導入等の支援措置の拡大を行う等の所要の措置が講じられた。

② 交通バリアフリー法（2000（平成12）年）の制定

2000（平成12）年には、駅・鉄道車両・バスなどの公共交通機関と、駅などの旅客施設周辺の歩行空間のバリアフリー*化を進めるための「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下「交通バリアフリー法」という。）が制定された。

この交通バリアフリー法により、公共交通事業者による鉄道駅等の旅客施設及び車両のバリアフリー化と、市町村が作成するバリアフリー基本構想に基づいて、鉄道駅等を中心とした一定の地区における周辺の道路、駅前広場等の重点的・一体的なバリアフリー化が推進された。

このような立法措置と、補助・税制などの様々な助成措置を併せて講じることで、建築物や公共交通機関・公共施設などにおいて、段差の解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置など、バリアフリー化の整備は着実に進められてきた。

[キーワード] 本文で*をつけた言葉

● バリアフリー

高齢者、障害者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方

● ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方

③ バリアフリー法の制定

ハートビル法や交通バリアフリー法の制定後、我が国では、男性も女性も互いにその個性と能力を十分に発揮するための男女共同参画のための取組が推進され、一方、高齢化や国際化が進む中で、ビジネス・観光など様々な分野で、高齢者や外国人を含むすべての人が対等に社会参加ができるしくみづくりが重要になってきた。

これらの変化等を受けて、2005（平成17）年7月には、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザイン*の考え方を踏まえたバリアフリー施策の指針となる「ユニバーサルデザイン政策大綱」がとりまとめられた。

この「ユニバーサルデザイン政策大綱」をとりまとめる議論の過程で、「『公平』であること」「『選択可能性』があること」「当事者の『参加』が図られること」といったユニバーサルデザインの考え方によるバリアフリー化の取組の重要性が指摘された。

また、バリアフリー化を促進するための法律が別々につくられていることで、バリアフリー化が施設ごとに独立して進められ、連続的なバリアフリー化が図られていないといった問題や、バリアフリー化が駅などの旅客施設を中心とした地区にとどまっているなど、生活や利用者の視点に立ったバリアフリー化が十分ではないことが指摘された。

またハード面の整備だけでなく、国民一人ひとりが、高齢者、障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、高齢者、障害者等の円滑な移動や施設の利用に不可欠な「心のバリアフリー」や情報提供など、ソフト面での対策が不十分であるなどの課題が挙げられた。

さらには、様々な観点から段階的・継続的に取組を進めるプロセスが必ずしも確立していないといった点も問題として指摘された。

国土交通省では、「ユニバーサルデザインの考え方に基づくバリアフリーのあり方を考える懇談会」を開催するほか、「ユニバーサルデザイン政策推進本部」を設置し、様々な課題について議論を進める中で、バリアフリーに関する法制度について検討を重ねてきた。

その結果、「ユニバーサルデザイン政策大綱」の施策の一つである「一体的・総合的なバリアフリー施策の推進」のためには、ハートビル法と交通バリアフリー法の一本化に向けた法制度の構築が必要という判断が下され、ユニバーサルデザイン政策の柱として、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が第164回通常国会において成立し、2006（平成18）年6月21日に公布、12月20日から施行されることとなった。

2013年に東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定等を契機に「共生社会」の実現に向けた取り組みが推進され、2018（平成30）年には、基本方針の改正や車椅子利用者用客室の設置数に係る基準強化等を行い、2020年（令和2）年には、公立小中学校をバリアフリー基準適合義務の対象に追加した。